

熊本県公報

号外 第37号
平成30年8月30日(木)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 特定計量器検定検査規則第39条第1項各号のいずれかに該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査…………… (産業支援課) 1

告 示

熊本県告示第685号の2

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号のいずれかに該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成30年8月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 対象となる特定計量器
非自動はかり(計量法施行令(平成5年政令第329号)第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。)、分銅及びおもり
- 2 検査区域
人吉市、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村及びあさぎり町
- 3 検査日等

検査日	検査受付時間	検査場所
平成30年10月1日	午前11時から正午まで	神瀬多目的集会施設
平成30年10月1日	午後1時30分から午後4時まで	石の交流館やまなみ
平成30年10月2日	午前9時から午後4時まで	渡多目的集会施設
平成30年10月3日	午前9時から午後4時まで	湯前町役場
平成30年10月4日	午前9時から午後2時30分まで	水上村役場
平成30年10月9日	午前10時30分から午後4時まで	あさぎり町上支所
平成30年10月10日	午前9時から午後4時まで	あさぎり町役場本庁舎
平成30年10月11日	午前9時から午前11時30分まで	相良村田代生活改善センター
平成30年10月11日	午後1時から午後4時まで	相良村ふれあいセンター
平成30年10月12日	午前9時から午後2時30分まで	錦町青年会館
平成30年10月15日	午前11時から正午まで	黒肥地公民館(黒肥地幼稚園跡)
平成30年10月15日	午後1時30分から午後4時まで	久米公民館
平成30年10月16日	午前9時から午後4時まで	多良木町畜産センター
平成30年10月17日	午前9時から正午まで	五木村役場
平成30年10月17日	午後1時30分から午後3時まで	宮園憩いの家
平成30年10月18日	午前9時から午後3時まで	山江村役場
平成30年10月22日	午前10時から午後4時まで	人吉球磨能力開発センター
平成30年10月23日	午前9時から午後4時まで	東西コミュニティーセンター
平成30年10月24日	午前9時から午後3時まで	東西コミュニティーセ

ンター

4 検査を実施する指定定期検査機関の名称
一般社団法人熊本県計量協会